別表第１（第3条関係）

特定教育・保育（教育に限る。）、特定利用教育、特別利用保育又は特別利用地域型保育を受けたときの利用者負担額

|  |  |
| --- | --- |
| 各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分 | 利用者負担額（月額） |
| 階層区分 | 定義 | 3歳以上 |
| 第１階層 | 生活保護法（昭和25年法律144号）による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び　　中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び　特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付　受給世帯 | 0円 |
| 第２階層 | 第１階層を除き、当該年度の４月分から８月分までの利用者負担額の算定にあっては前年度分、当該年度の９月分から３月分までの利用者負担額の算定にあっては当該年度分の市町村民税所得割課税額の区分が右欄の区分に該当する世帯 | 市町村民税非課税世帯（市町村民税均等割のみ課税世帯を含む。） |  非課税世帯  | 0円 |
|  母子世帯等 | 0円 |
| 第３階層 | 所得割課税額　77,100円以下 |  課税世帯 | 0円 |
|  母子世帯等 | 0円　　 |
| 第４階層 | 所得割課税額　211,200円以下 | 0円 |
| 第５階層 | 所得割課税額　211,201円以上 | 0円 |
| 備考１　この表の第３階層以上における地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第１項第２号の所得割を計算する場合は、同法第314条の７、第314条の８、第314条の９、同法附則第５条第３項、第５条の４第６項、第５条の４の２第６項、第５条の５第２項及び第45条の規定は適用しないものとする。なお同法第323条に規定する市町村民税の減免があった場合は、その額を所得割の額又は均等割の額とする。２　この表における入所児童の年齢区分は、保育を実施する当該年度の４月１日現在の満年齢により行うものとする。３　この表の「母子世帯等」とは、次に揚げる世帯をいう。(1)母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)による配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯（子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号。以下「政令」という。）第４条第４項に揚げる支給認定保護者と同一の世帯に属する者である場合を除く。）(2)次に揚げる在宅障害児（者）を有する世帯ア　身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者イ　療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）に定める療育手帳の交付を受けた者ウ　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者エ　特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児オ　国民年金法（昭和34年法律第141号）に定める国民年金の障害基礎年金の受給者その他適当な者(3)支給認定保護者等の申請に基づき、生活保護法第６条第２項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮していると村長が認める世帯４　この表の利用者負担額の欄に揚げる金額には、食事の提供に係る額を含まない。５　この表により適用された利用者負担額が国の定める給付単価の額を超えることとなる場合は、当該給付単価の額を限度とする。６　次表の左欄に掲げる入所児童については、同表右欄に掲げる利用者負担額を徴収する。ただし、10円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 入所児童 | 利用者負担額 |
| ア　１人入所児童（負担額算定基準子ども（政令第14条に定めるもの。以下同じ。）が１人のみの場合をいう。)又は同一世帯に負担額算定基準子どもが２人以上おり、そのうち第１子の入所児童 | 別表第１に定める額 |
| イ　同一世帯に負担額算定基準子どもが２人以上おり、そのうち第２子の入所児童 | 別表第１に定める額×0.5 |
| 備考１　上記の表にかかわらず特定被監護者等（政令第14条の２第１項に定めるもの。以下同じ。）がいる支給認定保護者等であって、別表の１の表中、３階層の世帯に該当する場合、出生順位第１位の入所児童は利用者負担額に２分の１を乗じた額とし、出生順位第２位の入所児童は無料とする。２　前項と同様の支給認定保護者等であって、別表の１の備考３の世帯に該当する場合は無料とする。 |

　７　支給認定保護者等と生計を一にする出生順位第３位以降の入所児童の利用者負担額については、前項の規定にかかわらず無料とする。８　支給認定保護者等のうち、別表第１の階層区分の欄のうち市町村民税非課税世帯（市町村民税均等割のみ課税世帯を含む。）に該当する場合については、第６項の規定にかかわらず無料とする。 |